

○津山圏域資源循環施設組合事務分掌等に関する規則

平成26年3月18日

津山圏域資源循環施設組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の管理者の権限に属する事務の適正かつ合理的な遂行を図るため、事務局の設置、事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 管理者の権限に属する事務を処理するため組合に事務局を設置し、次の課を置く。

総務課

施設課

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、当該課の所掌事務に関連し、他の課及び関係機関と調整を必要とする事項については、相互に連携協力し、調整しなければならない。

総務課

- (1) 構成市町との総合調整に関すること。
- (2) 国及び県との事業調整に関すること。
- (3) 組合事業と市町事業との調整に関すること。
- (4) 地元町内会等との連絡調整に関すること。
- (5) リサイクル及び収集運搬業務における構成市町との調整に関すること。
- (6) 周辺対策事業の調整及び計画策定に関すること。
- (7) 施設運営計画及び環境学習に関すること。
- (8) 還元施設の計画策定に関すること。
- (9) 管理者会に関すること。
- (10) 議会に関すること。
- (11) 津山圏域クリーンセンター還元施設検討委員会に関すること。
- (12) 環境保全協定に関すること。
- (13) 資源化物引取りに関すること。
- (14) 人事に関すること。
- (15) 財政計画に関すること。
- (16) 予算編成及び起債に関すること。
- (17) 予算執行に関すること。

- (18) 決算の調製に関すること。
- (19) 財産の管理に関すること。
- (20) 契約監理に関すること。
- (21) 循環型社会形成推進交付金に関すること。
- (22) 訴訟に関すること。
- (23) 視察対応に関すること。
- (24) 文書管理に関すること。
- (25) その他庶務的事項に関すること。

施設課

- (1) 津山圏域クリーンセンター施設建設に関すること。
- (2) 津山圏域クリーンセンター整備・運営検討委員会に関すること。
- (3) 構成市町との施設建設に係る調整に関すること。
- (4) 環境影響評価に伴う環境管理に関すること。
- (5) 文化財調査, 土壌調査その他各種調査に関すること。
- (6) 都市計画その他各種手続きに関すること。
- (7) 用地取得に関すること。
- (8) 周辺対策事業の実施に関すること。
- (9) 津山圏域一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- (10) 津山圏域循環型社会形成推進地域計画に関すること。
- (11) 還元施設整備のうち事業実施に関すること。

(所管の決定)

第4条 所管の明らかでない事務の分掌は、事務局長が定めるものとする。

(相互援助)

第5条 緊急又は異例と認められる事務については、各課は相互に援助し、又は協力しなければならない。

(事務分担)

第6条 各課長は、所属職員の事務分担を定め、事務局長を経て管理者に報告しなければならない。これを変更したときも、また、同様とする。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。